

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方	基本的な考え方／他市事例など
第 6 章 市の取組み			
市の取組み	協働事業の推進 推進計画の策定	<p>検討委員会での意見</p> <p>○協働の提案制度などを位置づけられないか。 ○協働推進の具体的な施策については、計画を作り、その中で位置づけられたらいい。</p> <p>事務局 案</p> <p>○市長は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、まちづくり協議会、市民公益活動団体および行政等の協働を推進するための計画を定めるものとする。</p>	<p>●市長は、協働施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市協働推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、推進計画の策定、変更及び廃止に当たっては、次条に定める委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、推進計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>4 市長は、毎年度、推進計画に基づいて講じた協働施策の実施状況を公表するものとする。</p> <p>5 市長は、協働施策の実施状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直すものとする。</p> <p>（大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例）</p> <p>●市は、協働によるまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。</p> <p>（山口市協働のまちづくり条例）</p>
	推進体制の整備	<p>検討委員会での意見</p> <p>事務局 案</p> <p>○市長は協働を推進するため、横断的連携が図れるよう庁内体制の充実を図るものとする。</p>	<p>●市長は、市民公益活動を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するとともに、職員の育成等に努めるものとする。</p> <p>（豊中市市民公益活動推進条例）</p> <p>●市は、市民参加および協働のまちづくりを総合的に進めるため、推進体制の強化を図るものとする。</p> <p>（守山市市民参加と協働のまちづくり条例）</p>
	人材育成	<p>検討委員会での意見</p>	<p>●市民・市民団体、事業者及び市は、自ら協働に関する理解を深めるとともに、相互に協力して、協働に関する啓発及び研修を行うものとする。</p> <p>2 市は、協働に関する啓発、研修等を通じて、本市職員の理解の増進を図るとともに、本市職員による協働によるまちづくりの実践に役立てるよう努めるものとする。</p> <p>（大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例）</p>

		<p>事務局 案</p> <p>○市長は、市職員に対し協働のまちづくりに関する研修を実施し、その必要性を認識させるよう努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。</p> <p>○市職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。</p>	<p>●市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員がその重要性の認識を深めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市職員は、自らの職務遂行能力の向上のための自己啓発に努めるとともに、市民との協働の視点に立ち、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。</p> <p>3 市職員は、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。</p> <p>(山口市協働のまちづくり条例)</p>
中間支援組織との育成 連携・協力	<p>検討委員会での意見</p>		<p>●市民等及び市は、協働のまちづくりの推進に向けた環境の整備を図るため、連携し、及び協力して次に掲げる施策に取り組むものとする。</p> <p>(1) 中間支援拠点（協働の推進、市民活動の支援等の機能を担う拠点施設をいう。）の充実及び機能強化</p> <p>(2) 中間支援組織（協働又は市民活動に関する調整等の役割を担うことを目的とする組織をいう。）の育成及び充実</p> <p>(3) 協働を推進するための人材育成制度及び人材活用制度の整備</p> <p>(宇部市協働のまちづくり条例)</p>
		<p>事務局 案</p> <p>○市は、協働のまちづくりを推進するため、必要に応じ中間支援組織の活動環境の整備を行うほか、情報の提供等を行うものとする。</p> <p>○市は、協働のまちづくりを推進するため、中間支援組織と連携を行うものとする。</p>	
環境の整備 情報の提供	<p>検討委員会での意見</p>		<p>●市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。</p> <p>2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報の保護に留意するものとする。</p> <p>(田原市市民協働まちづくり条例)</p> <p>●市は、まちづくりに関する情報を公開するとともに、適正でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めるものとする。</p> <p>(駒ヶ根市協働のまちづくり条例)</p>
	<p>事務局 案</p> <p>○市は、市民が自主的・主体的にまちづくりについて考え、行動できるよう、必要な情報を積極的に提供しなければならない。</p>		
活動拠点の整備	<p>検討委員会での意見</p>		<p>●市は、協働のまちづくりを推進するために必要な活動拠点の整備に努めるものとする。</p> <p>(射水市協働のまちづくり推進条例)</p> <p>●市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動の場及び交流の場の整備等必要な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(富里市協働のまちづくり条例)</p>
	<p>事務局 案</p> <p>市は、協働のまちづくりを推進するために必要な環境の整備に努めるものとする。</p>		

第 7 章 第3者機関の設置

第3者機関の設置 評価・公表	施策についての意見	検討委員会での意見 事務局一案 ○市民は、市の施策についての意見を市長に提出できる。	
	草津市協働のまちづくり推進委員会	検討委員会での意見 事務局 案 ○協働によるまちづくりの推進について、市長の諮問に応じて調査及び審議をするため、草津市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。 ○委員会の所掌は、次のとおりとする。 ① 協働のまちづくりに係る推進施策に関すること。 ② 基礎的コミュニティ活動及び市民公益活動への参加促進に係る施策に関すること ③ 推進計画の策定、変更及び廃止に関すること。 ④ その他市長が必要と認める事項 ○委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 ① 公募による市民 ② 学識経験者 ③ 地縁団体の代表 ④ 市民公益活動団体の代表 ⑤ その他市長が必要と認める者 ○委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ○委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ○その他、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。	参考資料1「条例設置の第3者機関 他市比較資料」 参照
	実施状況の公表	検討委員会での意見 ○事業の実施状況の確認、調査について定める。 事務局一案	●市は、前条の規定により支援を講じた場合や協働を推進する上で必要な場合は、事業の実施状況等の確認又は調査を行うものとする。 （射水市協働のまちづくり推進条例）